

かすみがうら市総合計画審議会

日時 平成 27 年 11 月 19 日（木） 午前 10 時

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎

防災センター研修室

「平成 27 年度 第 1 回会議」

次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

1) 会長及び副会長の選任について

2) かすみがうら市総合計画策定方針について

3) かすみがうら市総合計画策定における調査業務について

4) その他

4. 閉会

かすみがうら市総合計画審議会 委員名簿

任期：平成 27 年 11 月 19 日～平成 29 年 11 月 18 日

No.	氏 名	区 分	役 職	備 考
1	川村 成二	市議会議員	総務常任委員会委員長	
2	岡崎 勉	市議会議員	文教厚生常任委員会委員長	
3	矢口 龍人	市議会議員	産業建設常任委員会委員長	
4	外塚 孝雄	関係機関	農業委員会会長	
5	真藤 実男	関係機関	商工会会長	
6	飯塚 敏夫	団体役員	緑化推進協議会会長	
7	井坂 勝美	団体役員	区長会会長	
8	小野 記代	団体役員	地域女性団体連絡会会長	
9	久保田 敏雄	団体役員	民生委員児童委員協議会連合会会長	
10	嶋田 芳則	団体役員	体育協会会長	
11	深井 征一郎	団体役員	文化協会会長	
12	飯村 恵子	学識経験者		
13	川崎 慎二	学識経験者		
14	川島 宏一	学識経験者		
15	小松崎 友二	学識経験者		
16	瀧川 康恵	学識経験者		
17	間山 泰子	学識経験者		

〇かすみがうら市総合計画審議会に関する条例

平成17年3月28日

条例第23号

(設置)

第1条 市勢の振興と福祉の向上を図るため、かすみがうら市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、かすみがうら市総合計画の策定その他実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、市議会議員及び関係機関、団体役員並びに学識経験者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市議会議員及び関係機関、団体の役職員のうちから委嘱された委員にあつては、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

第2次かすみがうら市総合計画 策 定 方 針

1 策定の目的.....	2
2 計画の期間.....	2
3 策定方針	3
(1)基本的調査.....	3
(2)基本構想の策定.....	4
(3)基本計画の策定.....	6
(4)計画書・概要版の製本・印刷.....	6
4 策定体制等.....	7
(1)計画策定体制.....	7
(2)住民参加.....	8
5 総合計画策定スケジュール	9

平成27年11月19日
第1回 審議会 資料

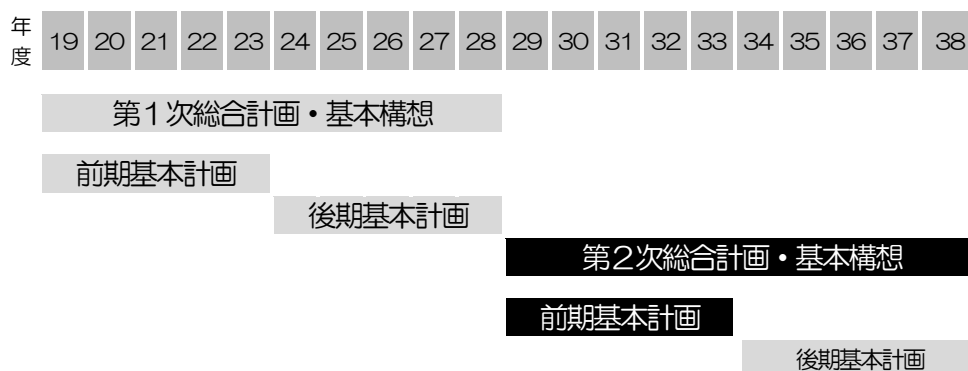
1 策定の目的

かすみがうら市では、平成 19 年 3 月に平成 28 年度を目標年次とするかすみがうら市総合計画（以下「第 1 次総合計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的な行政の運営を実施してきました。次年度に計画期間の満了を迎えることから、平成 29 年度以降の長期的な展望を示し、かすみがうら市の目指すべき将来像を実現するための行政運営の指針として、第 2 次かすみがうら市総合計画（以下「第 2 次総合計画」という。）を策定します。

なお、第 2 次総合計画の策定にあたっては、平成 31 年度までを計画期間として策定を予定している、まち・ひと・しごと創生法に基づく、「かすみがうら市人口ビジョン」「創生総合戦略」の内容を包含した計画として策定するものとします。

2 計画の期間

第 2 次総合計画基本構想は平成 29 年度から平成 38 年度の 10 か年の計画とします。また、計画期間の前半 5 年間、平成 33 年度までを計画期間とする前期基本計画をあわせて策定します。



なお、本市は霞ヶ浦町・千代田町の合併に伴い、「市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 1 項」に基づく新市建設計画を、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年として策定していましたが、東日本大震災による特例措置を受け、計画期間を 10 年延長し、平成 36 年度までの計画として平成 25 年 3 月に変更計画を策定しました。

このため、本計画の策定にあたっては変更後の新市建設計画との整合を図り策定するものとします。

3 策定方針

【平成 27 年度】

(1) 基本的調査

本市を取り巻く状況や住民の意向等、前提となる基礎的な条件の把握と整理を行います。

①概況の整理 ※人口ビジョン・創生総合戦略連携※

位置、地勢・気候、沿革、人口・産業状況、土地利用状況、その他人口ビジョン・創生総合戦略で整理する事項についてとりまとめます。

②時代潮流・社会経済情勢の見通しの整理 ※人口ビジョン・創生総合戦略連携※

人口構造に関する事項、経済状況に関する事項、地方自治・地方分権に関する事項、その他人口ビジョン・創生総合戦略で整理する事項についてとりまとめます。

③上位・関連計画の整理 ※人口ビジョン・創生総合戦略連携※

第1次かすみがうら市総合計画、茨城県総合計画（策定中）、その他地方創生に係る国の動向について整理します。

④市民意向の把握 ※人口ビジョン・創生総合戦略連携※

市民アンケート調査を実施するとともに、若者世代の結婚・出産・子育て・定住意向、今後の定住意向、転入者・転出者意向など、人口ビジョン・創生総合戦略で整理する事項にあわせて整理します。

⑤職員アンケート

各施策の重要度、まちづくりの課題、今後の取組の提案等について、全職員を対象に調査を行います。調査にあたっては庁内イントラネットを活用して配布・回収を行います。

(2) 基本構想の策定

本市の自然・社会・経済的諸条件を勘案し、目指すべき将来像と将来指標等を定め、それらを実現させるための基本的な施策の大綱等を定めます。

① 将来都市像の確立

第1次かすみがうら市総合計画基本構想における将来都市像・まちづくりの基本目標、及び新市建設計画の将来像・5つの基本姿勢をもとに、近年の動向、市民意向等を踏まえて必要な見直しを行います。

<参考>新市建設計画第2回変更計画(平成25年3月策定)より

〔将来像〕

『きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野』

〔5つの基本姿勢〕

自然と調和した快適なまちづくり

健やか・安心・思いやりのまちづくり

豊かな学びと創造のまちづくり

活力ある産業を育てるまちづくり

みんなでつくる連携と協働のまちづくり

みんなの笑顔があふれる元気なまち

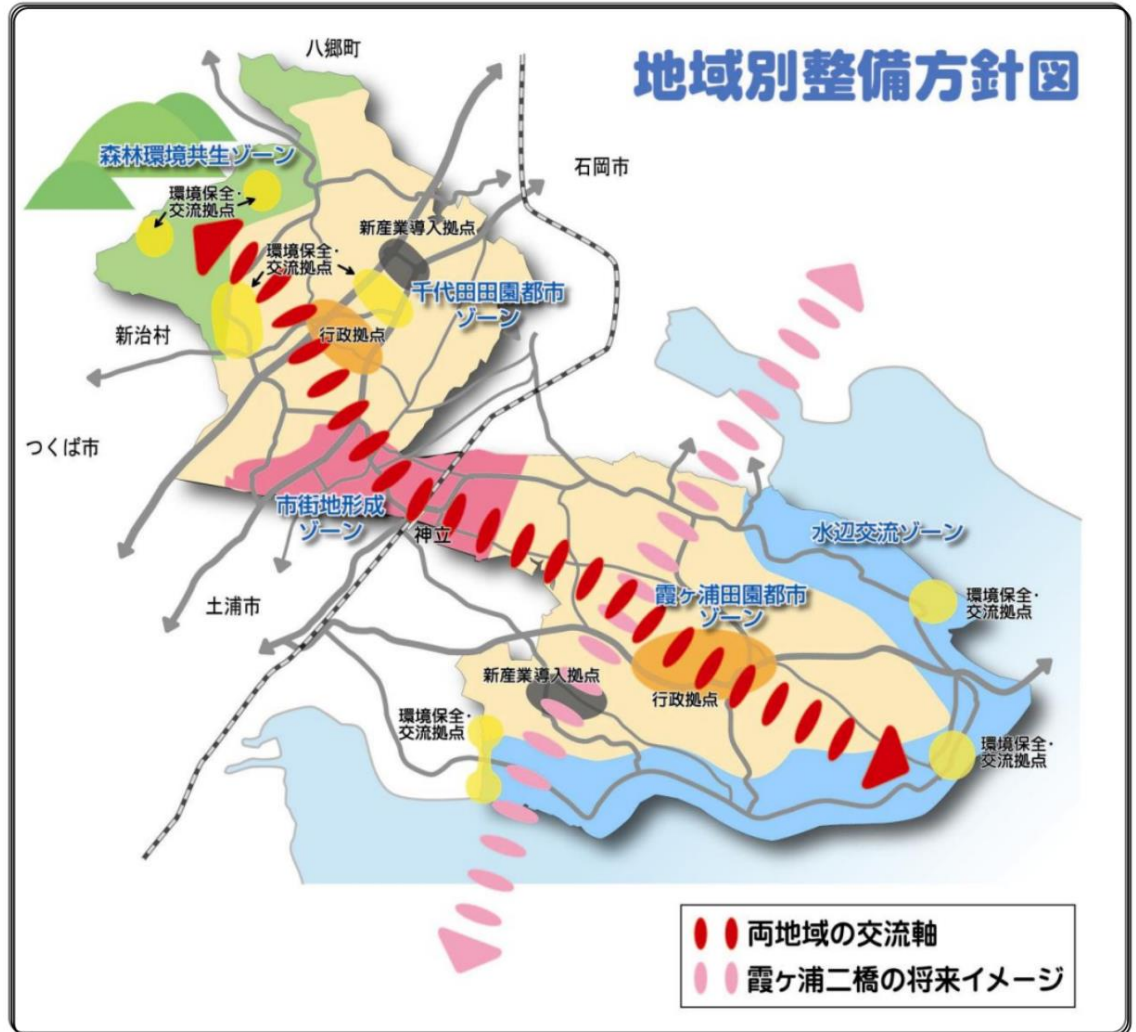
② 将来フレームの設定 ※人口ビジョン・創生総合戦略連携※

人口ビジョン・創生総合戦略における推計シミュレーションを反映して設定します。

③ 土地利用構想

第1次かすみがうら市総合計画基本構想における土地利用構想及び新市建設計画における地域別整備方針図をもとに、近年における動向、事業予定等を勘案して必要な見直しを行います。

＜参考＞新市建設計画第2回変更計画(平成25年3月策定)より



④ 施策の大綱 ※人口ビジョン・創生総合戦略連携※

第1次かすみがうら市総合計画基本構想における施策の大綱を踏まえ、人口ビジョン・創生総合戦略における取組と整合をとって設定します。

【平成 28 年度】

（３）基本計画の策定

①前期基本計画（骨子案）の策定

基本構想の施策の大綱に基づき、今後 5 年間で取り組む施策について前期基本計画（骨子案）として策定します。人口ビジョン・創生総合戦略で位置づけた施策・事業については、重点プロジェクトや成果指標の設定等を検討します。

②庁内における調整・検討

庁内各課からの計画施策調査及び各課ヒアリング等により、前期基本計画で取り組む施策・事業について、重要性、実現可能性、財政的裏付けなどの面から精査しとりまとめます。

③前期基本計画（原案）の作成、概要版（原案）の作成

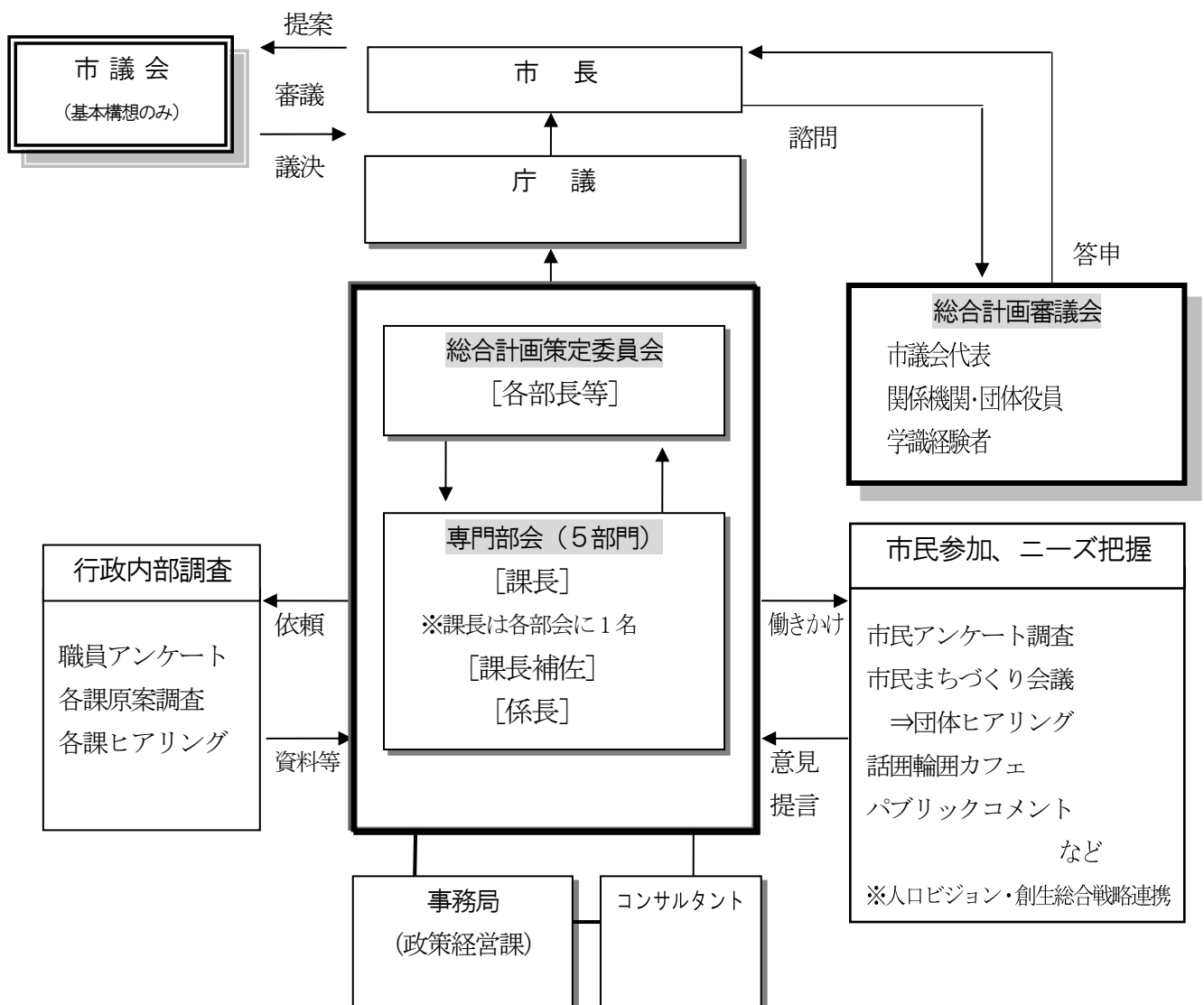
計画としての必要な内容を肉付けし前期基本計画（原案）としてとりまとめます。また、あわせて計画の中身を簡潔にまとめた概要版（原案）を作成します。

（４）計画書・概要版の製本・印刷

4 策定体制等

(1) 計画策定体制

組 織	役 割
総合計画審議会	基本構想・基本計画（案）についての諮問に対して、市民の総意を反映した計画とするための答申を行う。
総合計画策定委員会	各専門分野において調整された素案について、必要な事項の調整・協議を行い、計画全体の整合を図る。
専門部会	基本構想・基本計画の策定に必要な各種データ・資料の収集と整理、素案の作成、各分野の専門事項の調整を行うとともに各種関連計画等との整合を図る。



(2) 住民参加

①市民アンケート調査

約2,500人を対象として、施策の満足度・重要度、分野別まちづくりの課題、将来のまちづくりの方向性、定住意向などを調査し、平成27年9月から10月にかけて実施します。

②意見公募（パブリックコメント）

計画への意見公募(パブリックコメント)は計2回実施し、平成28年4月から5月に基本構想、平成28年9月から10月に前期基本計画を予定します。

③市民まちづくり会議等

市民の声を反映した計画となるよう、まちづくりに関わる諸団体による市民まちづくり会議を平成27年度と平成28年度に各1回、計2回開催します。

また、若い世代にまちづくりへ参画してもらえよう、気軽に立ち寄りまちづくりについて自由に語り合える場として、平成27年11月に「話囲輪囲カフェ」を開催します。

5 総合計画策定スケジュール

項目	■平成27年度 →								■平成28年度 →								(29年)					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
策定作業	【基礎的調査】		【基本構想策定】		【基本構想策定】		【基本計画策定】		【基本計画策定】		【基本計画策定】		【基本計画策定】		【基本計画策定】		【基本計画策定】		【基本計画策定】		【基本計画策定】	
	概況の整理		将来都市像の確立		将来フレームの設定		土地利用構想		施策の大綱		前期基本計画(骨子案)の作成		前期基本計画(原案)の作成		概要版(原案)の作成							
	時代の潮流・社会経済情勢の整理																					
	上位・関連計画の整理																					
住民参加・庁内調査																						
策定委員会	① 策定方針																					
専門部会	① 合同アンケート																					
審議会																						
議会																						